

第101回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月24日(木曜日)午前10時

開催場所 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業株式会社 本社6階ホール

決議事項 第1号議案 取締役11名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目次	第101回定時株主総会招集ご通知	1
	事業報告	5
	連結計算書類	18
	計算書類	20
	監査報告書	22
	株主総会参考書類	28
	第1号議案 取締役11名選任の件	28
	第2号議案 監査役1名選任の件	34
	第3号議案 補欠監査役1名選任の件	35

【新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお知らせ】

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによる議決権行使をご検討ください。

※なお、当社株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応の詳細につきましては、下記当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www.shikoku.co.jp/news>



四国化成

証券コード:4099

株 主 各 位

香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業株式会社
代表取締役社長 兼 C.E.O. 田 中 直 人

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年の株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご出席に代えて、「議決権行使方法についてのご案内」(3頁～4頁)記載の書面又はインターネットによる議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を事前行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月23日(水曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2021年6月24日(木曜日) 午前10時
- 2. 場 所** 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業株式会社 本社6階ホール
- 3. 会議の目的事項
報告事項**
 - 第101期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 - 第101期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|--------------|--------------------|
| 第1号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shikoku.co.jp>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」及び「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- したがいまして、本添付書類は、監査役が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shikoku.co.jp>) に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について】

- ◎ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面又はインターネットによる事前の議決権行使を是非ご利用ください。
- ◎ ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けし、ご入場をお断りする場合や、ご退場をお願いする場合がございます。予めご了承ください。
- ◎ なお、本株主総会におけるお土産の準備はございません。

※ 当社株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shikoku.co.jp/news>) に掲載しておりますのでご参照ください。また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、同ウェブサイトでお知らせしますのでご確認くださいませようお願いいたします。

議決権行使方法についてのご案内

議決権（当社の経営に参加いただける権利）をご行使ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただける重要な権利です。

以下のいずれかの方法をご参照のうえ、是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

書面（郵送）により議決権を行使される方



行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時到着分まで

郵送で事前に議決権をご行使いただけます。
同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご記入のうえ切手を貼らずにご投函ください。
（ご捺印は不要です）

インターネットにより議決権を行使される方



行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

（詳細は、次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。）

株主総会にご出席いただける方



開催日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です）

● 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ◎ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ◎ インターネットにより複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

● インターネットによる議決権行使に際しては、次の事項も併せてご確認ください。

- ◎ 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。
- ◎ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ◎ パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。本総会終了まで大切に保管願います。なお、パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。
- ◎ パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

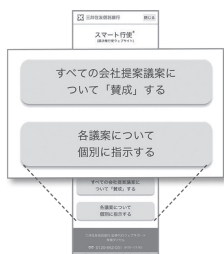
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

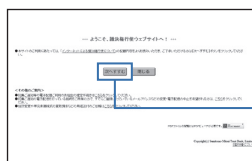
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

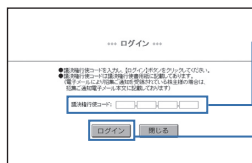
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

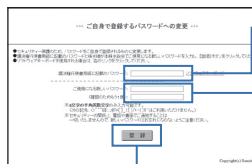
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行
ウェブサポート

専用
ダイヤル



0120-652-031

(午前9時～午後9時)

その他
ご照会



0120-782-031

(平日午前9時～午後5時)

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大及び2020年4月からの緊急事態宣言発令下において、景気は急速に悪化しました。宣言解除後、個人消費を中心に持ち直しの動きが見られたものの、2021年1月の緊急事態宣言の再発出を受けて減速し、また宣言解除後も感染者数にリバウンド傾向がみられるなか、経済活動再開のペースは緩慢なものに留まっています。海外経済においては、米国、中国を中心として、経済活動の段階的再開や各種の景気対策による回復加速が期待されますが、ワクチン接種の遅滞や変異株の流行、財政出動の拡大に伴うインフレ懸念等、様々なリスクを孕んだ状況が続いています。

このような状況下、当連結会計年度の当社グループの売上高は495億90百万円（前年同期比3.8%の減収）、営業利益は74億1百万円（前年同期比5.7%の減益）、経常利益は79億97百万円（前年同期比0.3%の減益）と、前年を下回りましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は57億60百万円（前年同期比2.7%の増益）と、前年を上回りました。

② 事業別概況

<化学品事業>

(無機化成品)

ラジアルタイヤ向け原料である不溶性硫黄は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界規模での自動車やタイヤの生産調整の影響を受けて、上半期は国内、海外ともに低調に推移しましたが、下半期は生産活動が正常化し、販売が急回復しました。レーヨン・セロハン向けの二硫化炭素、浴用剤・合成洗剤向けの無水芒硝は、低調に推移しました。

(有機化成品)

殺菌消毒剤塩素化イソシアヌル酸は、国内市場は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校のプール授業中止などの影響によりプール薬剤の販売が低迷しましたが、家庭の衛生意識の高まりからくる消毒・殺菌需要の増加を受け、水回り設備（サニタリー）向け薬剤は好調に推移しました。米国市場は、春先からの好天や外出規制により家庭用プール向け薬剤の需要が増加し、好調に推移しました。

（ファインケミカル）

プリント配線板向けの水溶性防錆剤タフエースは、中国・台湾を中心としたエレクトロニクス市場の回復を受けて、下半期は前年を大きく上回りました。エポキシ樹脂硬化剤（イミダゾール類）を中心とする機能材料は、自動車関連用途では市況悪化の影響を受けたものの、新規開発品が伸張しました。

この結果、化学品事業の売上高は298億50百万円（前年同期比1.0%の減収）、セグメント利益は56億64百万円（前年同期比0.1%の増益）となりました。

＜建材事業＞

新型コロナウイルス感染拡大に伴う内外経済の先行き不透明感が強く、投資を先送りとする傾向が強まるなど様子見基調が続いており、住宅着工や設備投資が弱含む中で、壁材、エクステリアともに低調に推移しました。

この結果、建材事業の売上高は187億60百万円（前年同期比9.0%の減収）、セグメント利益は35億5百万円（前年同期比11.6%の減益）と、いずれも前年を下回りました。

〔事業別売上高〕

（単位：百万円）

		第100期		第101期（当連結会計年度）		前期比 増減率 （%）
		2019年4月1日から 2020年3月31日まで		2020年4月1日から 2021年3月31日まで		
		売上高	構成比（%）	売上高	構成比（%）	
化学 品 事 業	無機化成品	11,913	23.1	10,435	21.0	△12.4
	有機化成品	10,146	19.7	10,709	21.6	5.5
	ファインケミカル	8,090	15.7	8,705	17.6	7.6
	（計）	30,150	58.5	29,850	60.2	△1.0
建 材 事 業	壁材	1,665	3.2	1,475	3.0	△11.4
	エクステリア	18,954	36.8	17,285	34.9	△8.8
	（計）	20,619	40.0	18,760	37.8	△9.0
そ の 他 の 事 業	794	1.5	979	2.0	23.2	
	（合計）	51,564	100.0	49,590	100.0	△3.8

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、41億6百万円（無形固定資産を含む）であります。主なものは、ファインケミカル製造設備の増強及び塩素化イソシアヌル酸製造設備の増強であります。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、新たなステージへの飛躍を目指し、2030年を見据えた長期ビジョン「Challenge 1000」を策定、2020年度よりこれに沿った積極経営を推進しております。

これまでと変わらぬ企業理念「独創力」のもと、2030年にありたい姿として、「独創力で、“一歩先行く提案”型企業へ」を掲げ、独創的なアイデアで社会課題を解決し、世界の進歩をリードする企業となることを目指してまいります。

そして、長期的視点に立った成長戦略の実行による飛躍的な成長を目指し、2030年に達成すべき財務目標として、売上高1,000億円、営業利益150億円、ROE10%以上を掲げ、目標の達成に向けてグループ一丸となって取り組んでまいります。

さらに、良き企業市民として、顧客、従業員、株主、そして社会に貢献していくこととした「四方よし」を企業の活動方針としています。お客様には「一歩先の価値」を、従業員には「挑戦と成長」を、株主の皆様にはより一層の「利益還元」を、そして、社会には「より良い明日」を届けることにより、ステークホルダーの皆様に貢献してまいります。

また、レスポンシブル・ケアによる環境保全に加え、さらなる社会課題の解決に向け、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献してまいります。

「Challenge 1000」の実行にあたっては、2030年までの10年間を「STAGE 1」、「STAGE 2」、「STAGE 3」の3つのステージに分けております。2020年4月より開始した「STAGE 1」においては、全社変革方針の実行による事業基盤の強化を推し進めるとともに、事業変革方針として、これまでの「お客様のご要望起点」のスタイルから、「四国化成からの提案起点」のスタイルへの変革を掲げ、各事業が持つ強みをさらに高め、世界中のお客様や社会の課題解決のために、いかに先回りした提案ができるかを追求し、実行してまいります。

具体的な取組みとして、化学品事業ではバラスト水の塩素処理剤「ネオクロール マリーン」や最先端の電気・電子材料の高機能化に貢献する「機能材料製品群」、そして5G（第5世代移動通信システム）時代の業界標準を目指す電子化学材料「GliCAP」など、近年の研究開発成果をさらに展開し、上記方針に沿った新しい提案に意欲的に取り組んでまいります。建材事業では市場ニーズを先取りする独創的な商品をはじめ、高付加価値商品を継続的に投入することで、適正な利益水準の確保を前提とした事業規模の拡大に取り組んでまいります。

当社グループは、さらなる持続的な成長を目指して、「全員参加型」による「積極経営」を進め、世界の持続可能な発展に貢献する企業集団となることを目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 98 期 2018年3月期	第 99 期 2019年3月期	第 100 期 2020年3月期	第 101 期 2021年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	50,791	52,813	51,564	49,590
経常利益 (百万円)	8,450	8,431	8,022	7,997
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,610	5,397	5,610	5,760
1株当たり当期純利益 (円)	113.15	92.39	96.92	103.27
総資産額 (百万円)	90,417	92,191	100,896	107,344
純資産額 (百万円)	68,029	70,370	71,647	76,566
1株当たり純資産額 (円)	1,151.38	1,191.07	1,241.76	1,360.26

- (注) 1. 第98期は、円安の影響や特別利益の増加により、増収増益となりました。
 2. 第99期は、米国市場の市況回復を受け増収となりましたが、原材料費の高騰や特別損失の発生により減益となりました。
 3. 第100期は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により減収となりましたが、特別損失の減少により増益となりました。
 4. 第101期（当連結会計年度）については、前述の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
 5. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
 6. 第99期より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）による表示方法の変更を行っており、第98期については、遡及処理後の金額を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
シ コ ク 景 材 株 式 会 社	98	100.0	エクステリア製品の製造
シ コ ク 景 材 関 東 株 式 会 社	50	100.0	エクステリア製品及び アルミシャッターの製造
SHIKOKU INTERNATIONAL CORPORATION	千米ドル 700	100.0	化学品の販売
日 本 硫 炭 工 業 株 式 会 社	400	73.7	無機化成品の製造及び販売
シ コ ク 興 産 株 式 会 社	90	100.0	工場内での受託作業

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	主要製品	
化学品事業	無機化成品	<ul style="list-style-type: none"> ・二硫化炭素 (レーヨン・セロハン向け原料) ・不溶性硫黄 (ラジアルタイヤ向け原料) ・無水芒硝 (浴用剤・合成洗剤向け原料)
	有機化成品	<ul style="list-style-type: none"> ・塩素化イソシアヌル酸 (殺菌消毒剤)
	ファインケミカル	<ul style="list-style-type: none"> ・タフエース (プリント配線板向け水溶性防錆剤) ・イミダゾール類 (エポキシ樹脂硬化剤用途など)
建材事業	壁材	<ul style="list-style-type: none"> ・内装・外装壁材 ・舗装材
	エクステリア	<ul style="list-style-type: none"> ・門扉 ・フェンス ・車庫 ・シャッター
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム ・ファーストフード販売 ・その他 	

(8) 企業集団の主要拠点等 (2021年3月31日現在)

四国化成工業株式会社

本 社	香川県丸亀市土器町東八丁目537番地 1
支 社	幕張支社 (千葉市美浜区)、大阪支社 (大阪府吹田市)
工 場	丸亀工場 (香川県丸亀市) 徳島工場－北島事業所 (徳島県板野郡北島町) 徳島工場－吉成事業所 (徳島県徳島市)
研 究 所	R & Dセンター (香川県綾歌郡宇多津町)
営 業 所	東北・北海道営業部 (仙台市泉区) 首都圏営業部 (千葉市美浜区、埼玉県比企郡嵐山町) 中部営業部 (名古屋市名東区、静岡市駿河区) 近畿・北陸営業部 (大阪府吹田市) 中国営業部 (広島市中区) 四国営業部 (香川県仲多度郡多度津町) 九州営業部 (福岡市博多区)

駐在員事務所	深セン駐在員事務所（中国広東省深セン市） 台湾代表人事務所（台湾桃園市） シンガポール支店（シンガポール共和国）
物流拠点	四国配送センター（香川県仲多度郡多度津町） 関東物流センター（埼玉県比企郡滑川町）
シコク景材株式会社	
本社	香川県仲多度郡多度津町
工場	多度津工場（香川県仲多度郡多度津町） 鳴門工場（徳島県鳴門市）
シコク景材関東株式会社	
本社	香川県丸亀市
工場	嵐山工場（埼玉県比企郡嵐山町）
日本工機株式会社	
本社	香川県三豊市
工場	高瀬工場（香川県三豊市）
SHIKOKU INTERNATIONAL CORPORATION	
本社	米国カリフォルニア州
日本硫炭工業株式会社	
本社	香川県丸亀市
工場	大分工場（大分県大分市）
シコク興産株式会社	
本社	香川県丸亀市
営業所	丸亀事業所（香川県丸亀市）、徳島事業所（徳島県板野郡北島町）
シコク・システム工房株式会社	
本社	香川県丸亀市
シコク環境ビジネス株式会社	
本社	香川県丸亀市
シコク分析センター株式会社	
本社	香川県丸亀市
シコク・フーズ商事株式会社	
本社	香川県丸亀市
店舗	香川県丸亀市（1ヶ所）、香川県綾歌郡宇多津町（1ヶ所） 香川県高松市（2ヶ所）
シコク・フーズ保険サービス株式会社	
本社	香川県丸亀市
四国化成（上海）貿易有限公司	
本社	中国上海市

(9) 企業集団の従業員の状況 (2021年3月31日現在)

事業区分	化学品事業	建材事業	その他の事業	全社 (共通)	合計
従業員数(名)	525 [61]	578 [69]	35 [1]	56 [14]	1,194 [145]

- (注) 1. 従業員数は、前期末比12名減少しております。なお〔 〕内には臨時従業員を記載しております。
2. 臨時従業員は、就業時間が不定期なものを除いております。

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め (会社法第459条第1項) があるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主還元の基本方針として、2030年度に至る長期ビジョン「Challenge 1000」の期間中において「連結業績を基準として、配当性向30%、総還元性向50%」を目指します。

株主の皆様に対するより一層の利益還元重点をおいた経営を行うことにより、当社の活動方針である「四方よし」を実現してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とし、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当連結会計年度における年間配当金は1株当たり24円、すでに実施済みの中間配当金(12円)を差し引き、期末配当金は1株当たり12円とすることに決定いたしました。

この結果、連結における当期の配当性向は23.2%、自己資本当期純利益率は7.9%、純資産配当率は1.8%となります。

内部留保資金の用途につきましては、中長期的な経営戦略に基づく効率的な設備投資、研究開発投資等の資金需要に備えるとともに自己資金の充実も念頭に置き計画しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 235,850,000株
- (2) 発行済株式の総数 55,812,160株
(自己株式数65,103株を除く)
- (3) 株主数 4,136名
- (4) 上位10名の株主の状況

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日 清 紡 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	5,580	9.99
シ コ ク 共 栄 会	4,402	7.88
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,295	5.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,672	4.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社百十四銀行口)	2,640	4.73
株 式 会 社 香 川 銀 行	2,500	4.48
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	2,195	3.93
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,500	2.68
株 式 会 社 中 国 銀 行	1,500	2.68
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,090	1.95

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (65,103株) を控除して計算しております。
2. 上記自己株式には、株式報酬制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式147,500株は含まれておりません。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社百十四銀行口) の持株数には、株式会社百十四銀行が自己名義で保有している300千株を含めて記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	2,500株 1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (3)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 直 人	C.E.O. (最高経営責任者) 日本硫炭工業株式会社 代表取締役会長
取締役	吉 岡 隆	化学品研究・開発本部長
取締役	松 原 純	化学品営業本部長 日本硫炭工業株式会社 代表取締役社長
取締役	渡 邊 充 範	企画本部長
取締役	濱 崎 誠	生産・技術本部長
取締役	眞 鍋 宣 訓	事業推進本部長
取締役	遠 所 裕	建材事業本部長
取締役	渋 谷 博	日本文化大学 法学部特任教授
取締役	寺 田 俊 文	ニッセイ商事株式会社 代表取締役会長
取締役	原 田 秀 逸	
常勤監査役	古 川 和 彦	
常勤監査役	田 邊 賢 次	
監査役	西 原 孝 治	N J コンポーネント株式会社 代表取締役社長
監査役	籠 池 信 宏	

(注) 1. 取締役のうち渋谷博氏、寺田俊文氏及び原田秀逸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役のうち西原孝治氏及び籠池信宏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 取締役のうち渋谷博氏、寺田俊文氏及び原田秀逸氏、監査役のうち西原孝治氏及び籠池信宏氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4. 監査役のうち籠池信宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 2021年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

役 名	氏 名	役 名	氏 名
C.E.O. (最高経営責任者)	田 中 直 人	執行役員	遠 所 裕
専務執行役員	吉 岡 隆	執行役員	岸 孝 昭
常務執行役員	松 原 純	執行役員	井 出 浩 孝
常務執行役員	渡 邊 充 範	執行役員	平 尾 浩 彦
執行役員	濱 崎 誠	執行役員	片 山 和 彦
執行役員	眞 鍋 宣 訓		

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役渋谷博氏、寺田俊文氏及び原田秀逸氏、社外監査役西原孝治氏及び籠池信宏氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア 決定方針の決定の方法

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ、社外取締役がその過半数を構成する任意の諮問委員会（以下、「指名・報酬委員会」といいます。）において決議する内容を審議し、取締役会に答申しております。

イ 決定方針の内容の概要

・ 基本方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成する。その割合は、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝概ね75：15：10程度とする。また、社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成する。

・ 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、役位による月例の固定報酬とし、世間水準等を考慮して決定する。

・ 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、短期的インセンティブの金銭報酬とし、役位別の標準額をベースに、当社の連結売上高、連結営業利益等の年度業績、職務執行の状況及び貢献度等の定性的評価を考慮して決定し、月例で支給する基本報酬と合わせて支給する。

・ 非金銭報酬等の内容及び数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、中長期インセンティブの株式報酬とし、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度とする。

本制度では、1株を1ポイントとして、役位別の標準ポイントに加え、業績に基づく客観的かつ明確な評価指標である連結営業利益を業績指標として、対前年度比達成率をベースにした一定の係数に応じて変動するポイントを付与する。なお、各取締役への株式交付は退任時とする。

・ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

基本報酬及び業績連動報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会決議に基づきC.E.O.（最高経営責任者）に委任する。その権限内容は、各取締役への配分基準及び個人別支給額の決定とする。株式報酬については、株式報酬制度に基づき決定される。

なお、C.E.O.（最高経営責任者）への権限の委任にあたっては、指名・報酬委員会

の審議を経るものとする。指名・報酬委員会の権限、運営等の事項は、指名・報酬委員会規程に定めており、C.E.O.（最高経営責任者）を委員長として、役員報酬に関する基本方針、報酬枠、報酬額等の内容について審議し、取締役会に答申する。

ウ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定にあたって、基本報酬及び業績連動報酬については指名・報酬委員会の答申を経た上で代表取締役社長兼C.E.O.（最高経営責任者）へ委任し、その権限の範囲内で各取締役の報酬等が決定されており、また株式報酬は株式報酬制度に基づき決定されていることから、取締役の個別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	人 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	11名	211百万円	169百万円	32百万円	10百万円
（うち社外取締役）	（3名）	（19百万円）	（19百万円）	（-）	（-）
監査役	4名	39百万円	39百万円	-	-
（うち社外監査役）	（2名）	（13百万円）	（13百万円）	（-）	（-）

- (注) 1. 2013年6月25日開催の第93回定時株主総会において決議された取締役の報酬額は年額280百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額は年額55百万円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）であります。
2. 前記1.とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）の報酬として、2019年6月25日開催の第99回定時株主総会において、信託を用いた株式報酬（株式取得資金として、2019年6月から2024年6月の定時株主総会終結日が属する月までの5年間に於いて、450百万円を上限に拠出する。）を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名であります。
3. 上記には、2020年6月25日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 上記の額には、株式給付引当金として、当事業年度に費用計上した額が含まれております。
5. 当社は、2013年5月24日開催の取締役会において取締役及び監査役に対する退職慰労金を廃止する決議を行いました。また、これに伴い、同年6月25日開催の第93回定時株主総会において、重任された取締役及び在任中の監査役に対し、退職慰労金の打ち切り支給をすることを決議いたしました。なお、支給時期は当該役員の退任時としております。
6. 業績連動報酬等は、取締役の短期的インセンティブとするため、役位別の標準額をベースに、当社の連結売上高、連結営業利益等の年度業績を業績指標とし、職務執行の状況及び貢献度等の定性的評価を考慮して算定し、支給しております。上記業績指標を選定した理由は、取締役の短期的インセンティブのため、取締役の報酬と当社の短期的な業績の向上との間に連動性を設けるにあたり、適切な指標であると判断したためであります。なお、当事業年度を含む上記業績指標の推移は、「1. (5)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
7. 非金銭報酬等の内容は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
8. 当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長兼C.E.O.（最高経営責任者）田中直人が取締役の個人別の報酬額の一部につき、その具体的内容を決定しております。当該委任された権限の内容は、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内における、各取締役への配分基準及び個人別支給額の決定であります。これらの権限を代表取締役社長兼C.E.O.（最高経営責任者）に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案したうえで、各取締役の担当する部門の業績等や各取締役に期待される役割に対しその行った職務について適切な評価を行うには、代表取締役社長兼C.E.O.（最高経営責任者）による決定が適していると判断したためであります。なお、権限の委任にあたっては、指名・報酬委員会が、その審議を経たうえで、取締役会に答申しております。

(4) 社外役員に関する事項

①取締役 渋谷博氏、寺田俊文氏、原田秀逸氏

ア 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

渋谷取締役は日本文化大学の法学部特任教授を兼務しておりますが、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

寺田取締役はニッセイ商事株式会社の代表取締役会長を兼務しておりますが、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

イ 主要取引先等特定関係事業者との関係

なし

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会に対して、渋谷取締役、寺田取締役共に14回すべてに、原田取締役は社外取締役就任後に開催された取締役会10回すべてにそれぞれ出席し、経営全般にわたり必要な意見、発言を適宜行っております。

渋谷取締役は、社外取締役に就任以降、他社における豊富な海外経験に加え、取締役として経営に携わった経験及び知識や大学教員としての専門的知識に基づき、客観的な立場から経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

寺田取締役は、社外取締役に就任以降、他社において取締役として経営に携わった経験及び知識に基づき、客観的な立場から経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

原田取締役は、社外取締役に就任以降、他社において取締役として経営に携わった経験及び知識や、国土交通省等の行政機関で培った建設業界における専門的知識に基づき、客観的な立場から経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

②監査役 西原孝治氏、籠池信宏氏

ア 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

西原監査役はN J コンポーネント株式会社の代表取締役社長を兼務しておりますが、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

イ 主要取引先等特定関係事業者との関係

なし

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会に対して、西原監査役、籠池監査役共に14回すべてにそれぞれ出席し、経営全般にわたり必要な意見、発言を適宜行っております。また、監査役会に対しては、西原監査役、籠池監査役共に12回すべてにそれぞれ出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 37百万円 |
| ②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額 | 37百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬額を含めております。
2. 当社の重要な連結子会社のうち在外子会社であるSHIKOKU INTERNATIONAL CORPORATIONは、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	65,024	流動負債	15,702
現金及び預金	25,907	支払手形及び買掛金	6,602
受取手形及び売掛金	12,637	電子記録債務	338
電子記録債権	2,678	短期借入金	2,530
有価証券	13,999	1年内返済予定の長期借入金	74
商品及び製品	6,259	未払費用	1,418
仕掛品	46	未払法人税等	1,389
原材料及び貯蔵品	3,024	未払消費税等	201
その他	471	設備関係支払手形	17
貸倒引当金	△1	設備関係電子記録債務	75
		その他	3,055
固定資産	42,319	固定負債	15,075
有形固定資産	21,492	長期借入金	10,957
建物及び構築物	5,040	繰延税金負債	16
機械装置及び運搬具	3,176	再評価に係る繰延税金負債	1,111
土地	8,857	役員退職慰労引当金	77
建設仮勘定	3,771	退職給付に係る負債	2,134
その他	646	資産除去債務	379
無形固定資産	165	株式給付引当金	32
		その他	365
投資その他の資産	20,662	負債合計	30,778
投資有価証券	19,705	(純資産の部)	
繰延税金資産	324	株主資本	69,512
退職給付に係る資産	309	資本金	6,867
その他	325	資本剰余金	5,740
貸倒引当金	△3	利益剰余金	57,140
		自己株式	△236
		その他の包括利益累計額	6,205
		その他有価証券評価差額金	3,789
		繰延ヘッジ損益	△27
		土地再評価差額金	2,533
		為替換算調整勘定	△90
		退職給付に係る調整累計額	0
		非支配株主持分	847
資産合計	107,344	純資産合計	76,566
		負債・純資産合計	107,344

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		49,590
売上原価		29,506
売上総利益		20,083
販売費及び一般管理費		12,682
営業利益		7,401
営業外収益		
受取利息	47	
受取配当金	452	
為替差益	169	
雑収入	98	767
営業外費用		
支払利息	20	
売上割引	125	
雑損失	24	171
経常利益		7,997
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	478	
補助金収入	35	513
特別損失		
固定資産除却損	39	
減損損失	66	
投資有価証券売却損	147	252
税金等調整前当期純利益		8,258
法人税、住民税及び事業税	2,452	
法人税等調整額	7	2,459
当期純利益		5,798
非支配株主に帰属する当期純利益		38
親会社株主に帰属する当期純利益		5,760

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	58,467	流動負債	15,611
現金及び預金	20,956	買掛金	6,953
受取手形	1,358	電子記録債務	338
電子記録債権	2,676	短期借入金	3,225
売掛金	11,190	1年内返済予定の長期借入金	74
有価証券	13,999	未払金	2,296
商品及び製品	5,553	未払費用	952
仕掛品	10	未払法人税等	1,187
原材料及び貯蔵品	1,634	預り金	327
その他	1,087	その他	255
固定資産	40,855	固定負債	14,916
有形固定資産	18,685	長期借入金	10,947
建物	3,763	再評価に係る繰延税金負債	1,111
構築物	280	退職給付引当金	1,594
機械及び装置	2,690	繰延税金負債	568
工具、器具及び備品	393	株式給付引当金	32
土地	7,724	資産除去債務	298
リース資産	80	その他	363
建設仮勘定	3,738	負債合計	30,527
その他	13	(純資産の部)	
無形固定資産	104	株主資本	62,547
投資その他の資産	22,065	資本金	6,867
投資有価証券	19,173	資本剰余金	5,741
関係会社株式	2,125	資本準備金	5,741
関係会社出資金	60	利益剰余金	50,174
前払年金費用	212	利益準備金	1,133
長期貸付金	254	その他利益剰余金	49,041
その他	239	配当準備積立金	950
貸倒引当金	△0	固定資産圧縮積立金	411
		別途積立金	4,500
		繰越利益剰余金	43,179
		自己株式	△236
		評価・換算差額等	6,247
		その他有価証券評価差額金	3,741
		繰延ヘッジ損益	△27
		土地再評価差額金	2,533
		純資産合計	68,795
資産合計	99,323	負債・純資産合計	99,323

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		44,769
売上原価		27,868
売上総利益		16,901
販売費及び一般管理費		10,575
営業利益		6,326
営業外収益		
受取利息	51	
受取配当金	729	
為替差益	169	
雑収入	30	981
営業外費用		
支払利息	24	
売上割引	125	
雑損失	17	167
経常利益		7,140
特別利益		
投資有価証券売却益	453	
補助金収入	35	489
特別損失		
固定資産除却損	19	
減損損失	66	
投資有価証券売却損	147	233
税引前当期純利益		7,395
法人税、住民税及び事業税	2,053	
法人税等調整額	23	2,077
当期純利益		5,318

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

四国化成工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

高松事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保誉一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中賢治 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、四国化成工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、四国化成工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

四国化成工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

高松事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保誉一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中賢治 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、四国化成工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

四国化成工業株式会社 監査役会

常勤監査役 古川 和彦 ㊟

常勤監査役 田邊 賢次 ㊟

監査役 西原 孝治 ㊟

監査役 籠池 信宏 ㊟

(注) 監査役 西原孝治及び監査役 籠池信宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

た 田	なか 中	なお 直	と 人	生年月日 1952年7月29日生	所有する当社株式の数 株式報酬制度に基づく交付予定株式の数	147,300株 6,125株	再任
---------------	----------------	----------------	---------------	---------------------	----------------------------------	--------------------	-----------

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月	当社入社	2009年3月	当社取締役常務執行役員建材事業担当
1996年3月	当社無機化成品営業部長	2013年3月	当社取締役専務執行役員建材事業担当
2002年6月	当社執行役員建材事業東日本営業統括	2016年6月	当社代表取締役副社長執行役員建材事業担当
2003年3月	当社執行役員企画・管理部門企画統括	2018年6月	当社代表取締役社長兼C.E.O.（現任）
2005年3月	当社執行役員建材事業担当		
2005年6月	当社取締役執行役員建材事業担当兼幕張支社長	重要な兼職の状況	
2006年6月	当社取締役常務執行役員建材事業担当兼幕張支社長	日本硫炭工業株式会社 代表取締役会長	

取締役候補者とした理由

当社において化学品事業、建材事業、経営企画部門の管理職や執行役員を務め、2005年に取締役に就任後、2016年に代表取締役に就任し、現在代表取締役社長兼C.E.O.を務めております。経営全般の管理・監督機能を長年担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

1

候補者
番号

2

まつ ばら
松 原じゅん
純生年月日
1954年1月4日生所有する当社株式の数
株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
34,200株
3,058株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	当社入社	2011年6月	当社常勤監査役
2000年3月	当社化学品事業物流購買部長	2019年6月	当社取締役常務執行役員化学品営業本部長（現任）
2001年6月	当社化学品事業業務推進部長		
2005年6月	当社化学品事業業務統括		
2007年6月	当社執行役員化学品事業業務統括		

重要な兼職の状況

日本硫炭工業株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社において主に化学品事業に携わり、2019年から取締役に就任しており、現在取締役常務執行役員を務めております。化学品事業を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

わた なべ みつ のり
渡 邊 充 範生年月日
1957年7月11日生所有する当社株式の数
株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
47,800株
3,058株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月	当社入社	2017年3月	当社取締役執行役員企画・管理担当補佐
2002年3月	当社経営企画室長	2018年2月	当社取締役執行役員企画・管理担当補佐兼大阪支社長
2013年6月	当社執行役員経営企画室長	2019年3月	当社取締役執行役員企画本部長
2014年6月	当社取締役執行役員経営企画・秘書統括	2019年6月	当社取締役常務執行役員企画本部長（現任）
2016年6月	当社取締役執行役員経営企画統括		

取締役候補者とした理由

当社において主に経営企画部門に携わり、2014年から取締役に就任しており、現在取締役常務執行役員を務めております。経営企画部門を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号
4

はま 濱	ざき 崎	まこと 誠	生年月日 1958年1月27日生	所有する当社株式の数 株式報酬制度に基づく交付予定株式の数	38,800株 1,733株	再任
----------------	----------------	-----------------	---------------------	----------------------------------	-------------------	-----------

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月	当社入社	2012年6月	当社丸亀工場長
2002年3月	当社技術部長	2015年3月	当社執行役員丸亀工場長
2004年9月	当社徳島工場副工場長	2018年6月	当社取締役執行役員生産・技術担当兼丸亀工場長
2008年3月	当社丸亀工場副工場長	2019年3月	当社取締役執行役員生産・技術本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社において生産・技術部門に携わり、2018年から取締役に就任しており、現在取締役執行役員を務めております。生産・技術部門を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号
5

ま 眞	なべ 鍋	よし 宣	のり 訓	生年月日 1964年6月7日生	所有する当社株式の数 株式報酬制度に基づく交付予定株式の数	16,300株 1,733株	再任
---------------	----------------	----------------	----------------	--------------------	----------------------------------	-------------------	-----------

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月	当社入社	2018年6月	当社執行役員建材事業担当補佐兼営業統括
2005年3月	当社建材事業物流購買部長	2019年3月	当社執行役員事業推進本部副本部長
2017年3月	当社執行役員建材事業営業統括	2019年6月	当社取締役執行役員事業推進本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社において建材事業に携わり、2019年から取締役に就任しており、現在取締役執行役員を務めております。事業推進部門を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号
6

えん 遠	じよ 所	ひろし 裕	生年月日 1958年12月15日生	所有する当社株式の数 株式報酬制度に基づく交付予定株式の数	18,700株 1,733株	再任
----------------	----------------	-----------------	----------------------	----------------------------------	-------------------	-----------

略歴、当社における地位及び担当

1990年8月	当社入社	2018年6月	当社執行役員建材事業開発統括
2013年6月	当社エクステリア開発チームリーダー	2019年3月	当社執行役員建材事業本部副本部長兼開発統括
2017年3月	当社建材事業開発統括	2019年6月	当社取締役執行役員建材事業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社において建材事業に携わり、2019年から取締役に就任しており、現在取締役執行役員を務めております。建材事業を中心として経営全般の管理・監督機能を担っており、その豊富な経験と知識から、今後も取締役としての職務遂行を適切に行えるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

ひら お ひろ ひこ
平 尾 浩 彦

生年月日
1961年10月30日生

所有する当社株式の数
株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
22,000株
930株

新任

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月	当社入社	2019年 3月	当社執行役員化学品研究・開発本部研究・開発統括 兼表面化学材料チームリーダー兼R&Dセンター所長
2002年 6月	当社電子化学材料チームリーダー	2020年 3月	当社執行役員化学品研究・開発本部研究・開発統括 兼R&Dセンター所長
2015年 3月	当社執行役員化学品研究・開発統括 兼電子化学材料チームリーダー	2021年 4月	当社執行役員化学品研究・開発本部長（現任）
2017年 6月	当社執行役員化学品研究・開発統括 兼電子化学材料チームリーダー兼R&Dセンター所長		
2018年 3月	当社執行役員化学品研究・開発統括 兼表面化学材料チームリーダー兼R&Dセンター所長		

取締役候補者とした理由

当社において研究・開発部門に携わり、2015年から執行役員を務めております。研究・開発部門で培った当社の業務に関する豊富な経験と知識を活かして、研究・開発部門を中心として経営全般の管理・監督機能を担えると期待できることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

はら だ しゅう いつ
原 田 秀 逸

生年月日
1953年11月10日生

所有する当社株式の数
100株

再任

略歴、当社における地位及び担当

1976年 4月	建設省（現 国土交通省）入省	2013年 9月	一般財団法人日本デジタル道路地図協会参与
1998年 7月	同省関東地方建設局用地部長	2016年 6月	J Bハイウェイサービス株式会社代表取締役社長
2001年 1月	国土交通省総合政策局国土環境・調整課長	2020年 6月	当社取締役（現任）
2002年 7月	日本下水道事業団企画総務部長		
2004年 4月	同事業団経営企画部長		
2005年 8月	衆議院事務局調査局国土交通調査室首席調査員		
2007年 7月	同局決算行政監視調査室首席調査員		
2011年 6月	本州四国連絡高速道路株式会社 取締役常務執行役員		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

他社において取締役として経営に携わった経験及び知識や、国土交通省等の行政機関で培った建設業界における専門的知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただけると期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

うま つめ のり ひこ
馬 詰 憲 彦 生年月日 1958年11月16日生 所有する当社株式の数 0株 **新任**

略歴

1983年 4月	日本生命保険相互会社入社	2018年 3月	同社常務執行役員代理店営業本部長 兼金融法人副本部長
2005年 3月	同社青山支社長	2019年 3月	同社常務執行役員代理店営業本部長
2007年 3月	同社日本橋支社長	2020年 3月	ニッセイ保険エージェンシー株式会社顧問
2010年 3月	同社新宿支社長	2020年 4月	同社代表取締役社長（現任）
2012年 3月	同社支配人営業教育部長 兼拠点長ビジネススクール室長兼はつらつ育成推進室長		
2013年 3月	同社執行役員営業教育部長 兼拠点長ビジネススクール室長		
2014年 3月	同社執行役員近畿営業本部長 兼本店法人営業副本部長（近畿）		
2017年 3月	同社常務執行役員近畿営業本部長 兼本店法人営業副本部長（近畿）		

重要な兼職の状況

ニッセイ保険エージェンシー株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

他社において取締役として経営に携わった経験及び知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただけること期待できることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

9

ふる さわ むのる
古 澤 実 生年月日 1959年 3月25日生 所有する当社株式の数 0株 **新任**

略歴

1981年 4月	三菱商事株式会社入社	2018年 7月	株式会社バルカー参事海外統括部長付
2002年 5月	同社シンガポール支店化学品部長	2019年 1月	株式会社バルカーアメリカ社長
2004年 5月	独国三菱商事会社化学品部長 兼欧州三菱商事会社化学品部門担当	2019年 4月	株式会社バルカー執行役員米国事業統括 兼株式会社バルカーアメリカ社長
2009年 4月	三菱商事株式会社機能性ポリマーユニットマネージャー	2020年11月	株式会社バルカー執行役員海外統括本部副本部長
2010年 4月	同社無機化学品部長		
2011年 4月	泰国三菱商事会社社長 泰MC商事会社社長		
2014年 4月	三菱商事株式会社理事欧州アフリカ統括補佐 ロシア三菱商事会社社長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

他社における豊富な海外経験に加え、経営者として経営に携わった経験及び知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただけること期待できることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

10

もり
森きよし
清生年月日
1960年4月7日生

所有する当社株式の数

0株

新任

略歴

1984年4月	三井物産株式会社入社	2014年3月	三井物産（広東）貿易有限公司董事・総経理
2002年1月	三井物産（上海）貿易有限公司金属第二部長	2017年4月	三井物産メタルズ株式会社代表取締役社長（現任）
2005年2月	三井物産株式会社石炭・原子燃料部石炭第二室長		
2007年7月	内蒙古オールドス電力冶金有限公司副総経理		
2011年10月	三井物産株式会社合金鉄部長		
2012年4月	同社中国事業部長		

重要な兼職の状況

三井物産メタルズ株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

他社における豊富な海外経験に加え、取締役として経営に携わった経験及び知識を活かして、客観的な立場から経営の意思決定に参画していただけると期待できることから、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数及び株式報酬制度に基づく交付予定株式の数は、2021年3月末現在の状況を記載しております。なお、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数は、信託を用いた株式報酬制度に基づき、各候補者に付与されているポイントの数に相当する、今後交付予定の株式の数をご参考としてお示ししているものであります。
3. 原田秀逸氏、馬詰憲彦氏、古澤実氏及び森清氏は、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社は原田秀逸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、馬詰憲彦氏、古澤実氏及び森清氏についても、同様に東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 原田秀逸氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結時をもって1年となります。
5. 当社は、原田秀逸氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、馬詰憲彦氏、古澤実氏及び森清氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害等を填補することとしております(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)。各候補者が取締役として選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役古川和彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

かた 片	やま 山	かず 和	ひこ 彦	生年月日 1960年9月15日生	所有する当社株式の数	11,200株	新任
----------------	----------------	----------------	----------------	---------------------	------------	---------	-----------

略歴、当社における地位

1983年4月	当社入社	2018年6月	当社執行役員経理部長
2003年3月	当社業務推進部長	2019年3月	当社執行役員経理・情報システム部長兼大阪支社長
2007年6月	当社経理部長	2019年6月	当社執行役員経理・情報システム部長兼関連事業室長 兼大阪支社長
2016年6月	当社執行役員経理部長	2021年4月	当社執行役員財務部長（現任）
2018年3月	当社執行役員経理部長兼関連事業室長		

監査役候補者とした理由

当社において企画・事業推進部門に携わり、2016年から執行役員を務めております。経理部をはじめとする企画・事業推進部門での長年の経験により財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査体制に活かせると期待できることから、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社株式の数は、2021年3月末現在の状況を記載しております。
3. 当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害等を填補することとしております(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く。)。片山和彦氏が監査役として選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

みず 水	の	たけ 野	お 武	夫	生年月日 1941年11月7日生	所有する当社株式の数	2,000株
----------------	---	----------------	---------------	---	---------------------	------------	--------

略歴

1968年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）

1998年5月 共栄法律事務所パートナー（現任）

2001年4月 大阪弁護士会会長
近畿弁護士会連合会理事長
日本弁護士連合会副会長

重要な兼職の状況

公益財団法人 日本センチュリー交響楽団 代表理事
株式会社ODKソリューションズ 社外取締役
株式会社法律文化社 社外取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門的知見並びに企業法務に関する豊富な経験を、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社株式の数は、2021年3月末現在の状況を記載しております。
3. 水野武夫氏は、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。なお、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 水野武夫氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害等を填補することとしております(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く。)。水野武夫氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1
四国化成工業株式会社 本社6階ホール

電 話 (0877) 22-4111

※JR丸亀駅(南口)より送迎車を運行いたしますのでご利用ください。
出発時刻は、9時30分でございます。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたお願い】

本株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日のご自身の体調を充分にご確認のうえ、マスクをご持参・ご着用いただくなど、感染症対策へのご協力をお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、本株主総会において必要な感染拡大防止策を実施します。その詳細につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.shikoku.co.jp/news>)に掲載しておりますのでご参照ください。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、同ウェブサイトでお知らせしますのでご確認くださいませようお願い申し上げます。



 四国化成工業株式会社

〒763-8504 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1 TEL.0877-22-4111
URL <https://www.shikoku.co.jp>



UD FONT
by MORISAWA